

業務指示書

2016年度円借款事業（STEP）施工安全確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年9月7日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 松崎 晃昌 Matsuzaki.Terumasa@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年9月12日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求める。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

競争参加者（共同企業体を結成する場合は構成員を含む。）は、プロポーザルの提出に先立ち、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」

(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>) を参照して、資格確認の手続きを行い、「整理番号の通知」を受けてください。既に整理番号を受けている競争参加者は、資格確認の手続きの必要はありません。

通知を受けた整理番号は、プロポーザルに記載してください。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていいます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

（外国法人は登記簿写を提出してください。）

（ ）法人格を有すること（日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であることを求めない）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

（○）以下の者については、競争への参加を認めません。

調査対象の円借款事業に参加した会社及び個人

（本部分に係る問合せ先：社会基盤・平和構築部 荒津有紀 Tel: 03-5226-9586（直通））

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）認めません。

（ ）認めます。

（ ）認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（○）2者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

- （各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）
- () 全ての業務従事者について、補強を認めません。
(○) 以下の要件で、補強を認めます。
- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。
 - 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。
- 【業務主任（総括）について】
- () 業務主任者（総括）については補強を認めません。
(○) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

- （各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）
- () 外国籍人材の活用を認めます。
(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

- 注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：土木・建築施工監理・安全対策に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、 15ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。

なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／安全管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：施工安全管理
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 安全・事故防止対策】

- 1) 類似業務の経験：安全・事故防止対策
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

※両従事者とも、施工管理経験年数が10年以上あり一級土木施工管理技士、監理技術者等の資格を有する者或いは安全管理経験年数が5年以上あり厚生労働省所管の国家資格である「労働安全コンサルタント」を有する者が望ましい。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2016年9月16日 12時
- (2) 場所：JICA本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写7部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同国滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27001号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PHP 1 =2.2374 円 , PGK 1 = 3.848 円 , US\$1 =105.44 円 , EUR1 =115.974 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プrezentationは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1) の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます、実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。
プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) 電話会議

上記a)、b)とも不可の場合、通常の電話のスピーカーON機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／安全管理

安全・事故防止対策

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

4.66 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年9月29日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目をJICAホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したもののが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づきJICAによる無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づきJICAによる有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
2016年度円借款事業（STEP）施工安全確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／安全管理	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	—	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ク) 語学力	—	
ケ) 業務主任者等としての経験	—	
コ) その他学位、資格等	—	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 （今回は評価の対象としません）	—	
(2) 業務従事者の経験・能力： 安全・事故防止対策	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

(1) 業務の背景

JICAは、年間350件程度の施設建設を伴うODA事業を実施し、工事中の事故により毎年30名程の尊い人命が失われている。このため、組織を挙げて施設建設等事業の安全対策に取り組んでおり、本調査もその一環として位置づけられている。

2007年9月に発生したベトナム国カントー橋崩落事故（高架式道路橋の工事中に支保工の基礎が沈下し上部工が地上に落下、作業員等200名以上が死傷）を受け、我が国外務省が設置したカントー橋崩落事故再発防止検討会議において、「大規模かつ複雑な土木工事を含む特別円借款及び本邦技術活用条件(STEP)の対象事業等について、第三者による工事中の安全対策面の確認を行うべきである。」との提言（2008年7月）がなされた。本調査は、特別円借款・STEP・円借款事業の工事中案件を対象とし、2008年度から9カ国13件を（インドネシア1件、ベトナム4件、トルコ1件、ウズベキスタン1件、フィリピン1件、マレーシア1件、スリランカ2件、ケニア1件、インド1件）実施してきている。

(2) 業務の目的

現在施工中の以下の円借款事業(STEP案件)2事業を今年度の調査対象とし、工事現場の実査、関係者からの聞き取り・関連法規等の調査を通じた安全管理とコンプライアンスの実施状況を確認するとともに、これまでに発生した事故分析（ヒヤリ、ハットを含む）、事故防止に向けて取り組むべき課題の整理、改善策の提案を行う。また、現地調査結果の概要とともに、建設工事中の事故防止に関する日本の事例、ODA建設工事安全管理ガイド等を紹介するセミナーを実施することにより、労働災害及び公衆災害を含めた建設工事事故防止、もしくは低減に向けた関係者の一層の努力を促し、我が国ODAによる建設工事の災害防止に資することを目的とする。

1) 国名： フィリピン共和国

事業名： 新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業

L/A調印日：2013年3月27日

L/A金額：107.82億円

実施機関：運輸通信省

事業概要：中部フィリピン地域のボホール州において、州都タグビララン市にある現空港に代えて対岸のパングラオ島に新空港を整備することにより、航空輸送に係る利便性・安全性の向上を図り、もって同地域に

おける持続可能な成長に寄与する。

コンサルタント：日本空港コンサルタント、現地企業

施工業者：三菱商事、千代田化工建設

2) 国名：パプアニューギニア独立国

事業名：ポートモレスビー下水道整備事業

L/A調印日：2010年1月29日

L/A金額：82.61億円

実施機関：クムル公共事業公社 (Kumul Consolidated Holdings)、
ポートモレスビー上下水道公社

事業概要：首都ポートモレスビー市沿岸部において下水道施設を整備することにより、同地域への下水道サービスの提供、及び沿岸海域への汚水流出の抑制を図り、もって、同地域の衛生的な居住環境の整備、海洋環境の保全を通じて、同地域の住民の生活環境改善及び産業活性化に寄与する。

コンサルタント：NJSコンサルタント

施工業者：日立製作所、大日本土木

(3) 業務の範囲

「(2) 業務の目的」を達成するため、「(4) 実施方針及び留意事項」を踏まえた上で、「(5) 業務の内容」に記載する業務をおこない、「(6) 成果品等」に記載の報告書等を作成する。

(4) 実施方針及び留意事項

1) 本業務の位置づけ

JICAは円借款事業の契約当事者ではないところ、一義的には施工安全管理や事故・災害に対する責任を有していない。その責任は契約当事者であるコントラクター及び発注者そしてコンサルタントにある。

従って、本件調査の主眼は、発注者とコントラクターの間の契約内容に照らした施工の実施状況の監督・検査ではなく、あくまで契約当事者に対する第三者の立場からの施工安全管理状況の確認、事故・災害の防止や低減に資するための助言の提供にある。

2) 開発途上国の制約の理解

開発途上国においては、労働安全関連の法規・基準や監督行政、機械・資材の品質や作業員の資質、安全や補償に対する社会の意識が日本と相違するところがある。このため、日本における一般的な品質・

安全管理上の常識が相手国では通用しないことが多い。従って、このことを踏まえたうえで実効性のある安全管理方策について助言する必要がある。

3) 公衆災害防止の重要性

工事現場周辺の住民や通行人等第三者の公衆災害については、コントラクターが損害賠償責任を負わねばならないが、大事故の場合は社会的な反響が大きくなり、発注者及びドナーについても責任を追及される可能性がある。市街地での工事の場合は通行規制が困難な場合もあり、一般的の通行を確保しながらの工事では公衆災害防止に十分注意を払う必要がある。また、交通量の減少する夜間の工事を余儀なくされたり、工程が逼迫したりすることによって事故・災害のリスクが高くなることもある。公衆災害防止に係る現状、問題点、改善が必要な事項等について、特に重点を置いて調査する。

4) 事故分析と適切な事故再発防止策

事故が発生した場合には現地警察や関係者による事故調査が行われ、直接的な事故原因は究明される場合が一般的であるが、事故の背景（労働環境、労働慣習、労務管理、安全管理・対策等）まで分析し、事故の誘因・遠因まで考察されている場合は必ずしも多くなく、事故防止策を提案していても、事故の再発防止策としては不十分な場合もある。このため、本調査では事故（ヒヤリ、ハットを含む）の実例に基づき、直接的な原因だけでなく、事故の誘因・遠因まで考察した上で、現在実施されている事故防止対策の効果を検証し、必要な場合には改善策を提案する。

5) ODA建設工事安全管理ガイドの適用

JICAは「ODA建設工事安全管理ガイド」（2014年9月）を策定し、全事業への適用を図っているところ、セミナー等の場で関係者への同ガイドの紹介を行うとともに、意見交換を通じて、同ガイドを本件対象事業に適用した場合の効果・課題を抽出する。

（5）業務の内容

1) 国内準備作業

- ①調査対象国に関し以下の項目について、過去の類似調査報告書、インターネットや文献を活用して、情報収集・分析を行う。
 - (ア) 法制度（労働安全衛生、交通安全等）
 - (イ) 関連行政・司法
 - (ウ) 公共工事における安全管理の体制

- (エ) 関連資格認定制度
 - (オ) 安全基準・ガイドライン・マニュアル等の現状
 - (カ) 補償、保険
- ②調査方針、調査内容、調査方法等について取りまとめたインセプション・レポートを作成する。

2) 現地調査

- ① 工事契約、品質管理・安全管理及びコンプライアンスの体制、工事現場の運営・管理体制、仕様書、安全基準、施工管理方法等について工事関係者からの聞き取りを行うとともに、関連資料・情報を収集・分析する。
- ② 安全対策プラン等の内容確認とともに工事現場における全体的な安全管理実施状況を評価し、想定される建設事故、労働災害、公衆災害について安全リスクのアセスメントを行う。
- ③ これまでに発生した事故（ヒヤリ、ハットを含む）について、現場の状況を確認するとともに、工事関係者のほか、必要に応じ警察、労働安全関係機関等に聞き取りを行い、できるだけ詳細に事故当時の状況を調査し、直接の事故原因だけでなく事故の誘因・遠因も含めて分析する。
- ④ 現在実施されている、また今後実施される予定である作業に関する事故防止対策についてその有効性について検証する。
- ⑤ 安全管理状況を向上するために、追加すべき事故災害防止・低減策を検討する。
- ⑥ 調査対象事業に「ODA建設工事安全管理ガイドライン」が適用された場合の効果・課題を抽出する。
- ⑦ 調査結果を取りまとめるとともにセミナーの実施準備を行う。

3) セミナーの実施

当該事業の工事関係者等に対し、セミナーを通じて現地調査結果を報告する。あわせて、建設工事中の事故防止に関する日本の事例、ODA建設工事安全管理ガイドラインについても同セミナーで紹介し、それらの適用可能性について意見交換を行う。

参加者は、工事の関係者（コントラクター、コンサルタント、発注者、サブコントラクター等）30～40名、開催場所は現地で適切な会場を借上げ、時間は半日程度を想定する。使用言語は英語とし、セミナー資料は英語で作成すること。

4) 国内作業

- ① 上記の調査結果を踏まえて、対象事業における事故分析と防止・低減策について考察し、今後の対策について提案を行う。また、他の類似建設工事案件にも共通する現場の問題点・課題を抽出し、その解決に向けた提言・教訓を導き出す。
- ② すべての調査結果をドラフト報告書に取りまとめる。

5) 報告書の作成

報告書作成に当たっては、現地調査開始前及びドラフト報告書提出時の各段階で、JICA と十分な意見交換を行うものとする。ドラフト報告書を提出後、関係者（現地政府を含む）からのコメントを受領し、内容、表現ぶり等の修正を行い、最終報告書を提出する。

なお、最終報告書については原則公開であることについて、現地調査時に予め関係者に説明を行うとともに、上記セミナー開催時に調査結果の報告にあわせて、同調査結果等の公開可能な範囲について改めて確認を行う。（特に、治安対策上の観点から、写真、図面等の報告書での引用には留意する。）

最終報告書の目次は、上記 1) ~ 4) の調査項目をすべて含むものとし最終的な目次は JICA と協議して確定することとする。

（6）成果品等

本調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち 1) ③を最終成果品とする。

1) の各報告書は調査対象事業毎に取りまとめて、それぞれ下記記載の部数を作成する。

1) 報告書

①インセプション・レポート

記載事項：調査・検討の基本方針、方法、項目、作業工程、要員計画等

提出時期：2016 年 11 月上旬

部 数：和文 15 部、英文 20 部

仕 様：簡易製本、原本電子ファイル 1 個

②ドラフト報告書

記載事項：調査結果全体

提出時期：2016年2月下旬
部 数：和文15部、英文20部
仕 様：簡易製本、原本電子ファイル1個

③ 最終報告書

記載事項：調査成果

提出時期：2017年3月上旬

部 数：和文10部、英文10部、CD-ROM 3セット（和文、英文）

仕 様：JICAホームページ調達情報に掲載している「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月版)」に従う。英文はネイティブ・スピーカー等による校閲を実施する。

2) 収集資料

調査中に収集した資料・データを整理し、収集資料リストを付して調査終了後にJICAに提出する。インターネット上で収集した情報はソースのURLをリストに記載する。

3) 議事録等

各種報告書の検討や現地調査報告等、JICAとの会議の際は、受注者は事前にドラフト、要約等の配布資料をJICAに提出し、会議終了後は議題、出席者、質疑応答、コメント等を取りまとめ会議後数日以内にJICAへ提出する。

第3 業務実施上の条件

(1) 業務工程計画

以下を想定している。

2016年10月下旬 国内事前準備作業

2016年11月上旬～11月下旬 現地調査（フィリピン）

2017年1月上旬～1月中旬 現地調査（パプア・ニューギニア）

（現地調査期間は移動日も含めて、フィリピン13日間、パプアニューギニア12日間程度を想定。）

2017年1月中旬～2017年3月上旬 国内解析、報告書作成

(2) 業務量目途と業務従事者の構成（案）

1) 業務量目途：4.67M/M

2) 業務従事者の構成（案）：

業務従事者の構成は下記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合は、その理由を含めてプロポーザルにおいて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア) 総括／安全管理(2号)
- イ) 安全・事故防止対策(2号)

* 上記業務従事者については、施工管理経験年数が10年以上あり一級土木施工管理技士、監理技術者等の資格を有する者、或いは安全管理経験年数が5年以上あり厚生労働省所管の国家資格である「労働安全コンサルタント」を有する者が望ましい。

(3) 対象国における便宜供与

現地調査実施国のJICA事務所を通じて、相手国実施機関、関係機関、実施コンタクター及びコンサルタント等の現地調査における十分な協力を取り付け予定である。

(4) 閲覧資料／配布資料

閲覧資料：

1) フィリピン共和国新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業事前評価表

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_ph-p256_1_s.pdf

2) パプアニューギニア独立国ポートモレスビ一下水道整備事業事前評価表

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_PN-P9_1_s.pdf

3) ODA建設工事安全管理ガイドンス

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/oda_safety/index.html

4) プロジェクト研究「ODA建設工事安全管理ガイドラインの策定等」報告書(2013年7月)(3分冊)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12125050.pdf>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12125068.pdf>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12125076.pdf>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12125084.pdf>
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12125092.pdf>
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12125100.pdf>

5) 施工安全確認調査報告書

インド国 2015 年度 円借款事業(STEP) 施工安全確認調査報告書
http://libopac.jica.go.jp/images/report/12250650_01.pdf
http://libopac.jica.go.jp/images/report/12250650_02.pdf
http://libopac.jica.go.jp/images/report/12250668_01.pdf
http://libopac.jica.go.jp/images/report/12250668_02.pdf

ケニア国 2015 年度円借款事業(STEP) 施工安全確認調査報告書
http://libopac.jica.go.jp/images/report/12250676_01.pdf
http://libopac.jica.go.jp/images/report/12250676_02.pdf
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12250684.pdf>

アジア地域 2014 年度円借款事業 (STEP) 施工安全確認調査調査報告書
http://libopac.jica.go.jp/images/report/12229225_01.pdf
http://libopac.jica.go.jp/images/report/12229225_02.pdf
http://libopac.jica.go.jp/images/report/12229233_01.pdf
http://libopac.jica.go.jp/images/report/12229233_02.pdf

アジア地域円借款事業施工安全確認調査（ベトナム・インドネシア）調査報告書（平成 25 年度）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12149001.pdf>
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12149019.pdf>

アジア地域円借款事業施工安全確認調査（ベトナム、スリランカ）調査報告書（平成 24 年度）
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12114757.pdf>
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12114765.pdf>

(5) 安全管理

現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。現地の治安状況については、外務省「海外安全ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、現地では JICA 事務所等から十分な情報収集を行い、外務

省「たびレジ」に登録する等により、最新の安全情報の入手に努めることとする。また、現地調査時には JICA 事務所と常時連絡をとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について緊密に連絡が取れるように留意すること。

(6) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

